

要支援母子栄養食品の支給申請をされる方へ

制度の概要

赤ちゃんが健やかに育つように、次の条件に該当する方へ保健師が訪問し粉ミルク等を支給する制度です。

支給条件

生活保護法による被保護世帯または市民税非課税世帯に該当し、保健師が訪問指導による支援が必要な妊婦、産婦、保護者（※1）と認めの方が対象です。支援の要否については、保健師が状況についてお話をお聞きするなどして確認しますので、お住まいの地区の保健センターまたは長野市保健所にご相談ください。

※お子様が健康診査の結果、医師の判断で栄養強化を行うことが必要と認められた場合や、申請時の体重が下表の基準体重に当てはまる場合が対象です。

支給期間

支給の最長期間は次のとおりです。いずれの場合も申請書を受付けた月の翌月から支給します。

1. 妊婦…妊娠の届出があった日の属する月の翌月の初日から、出産した月の末日まで
2. 産婦…出産した月の翌月の初日から出産後3か月が経過する月の末日まで
3. 保護者…児の出生後満4か月に達する月の初日から満1歳に達する月の末日まで

支給品目

乳児用調整粉乳（粉ミルク、産婦と保護者に限る）1人1か月につき800g程度
 妊産婦・授乳婦用粉乳（スキムミルク、妊産婦に限る）1人1か月につき飲料として摂る場合の30回分程度

申請必要書類

要支援母子栄養食品支給申請書

必要な場合は、課税状況を確認できる書類を求める場合があります。

※1～6月までに申請する方は前年の1月1日現在、7～12月までに申請する方は申請する年の1月1日現在において長野市に住民登録がない場合は、前住所地で課税証明書等の交付を受け、提出してください。

申請の基準体重

乳児の申請基準	子どもの月（日） 齢	男子	女子
	出生時	2, 450 g 以下	2, 410 g 以下
30日	3, 370 g 以下	3, 220 g 以下	
2か月未満	3, 940 g 以下	3, 730 g 以下	
3か月未満	4, 880 g 以下	4, 580 g 以下	
4か月未満	5, 610 g 以下	5, 250 g 以下	
5か月未満	6, 170 g 以下	5, 770 g 以下	

※5か月以上の場合は、長野市保健所健康課母子保健担当へお問い合わせください。

書類の提出先（お問合わせ先）

〒380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話（026）226-9963
 長野市保健所 健康課 母子保健担当 及び お住まいの各地区保健センター